

(4)本部活動態勢の現状と課題

① 対策の現状

1) 応急対策室及び災害対策本部の活動態勢

災害対策本部活動態勢については、「地域防災計画」とそれに基づく「杉並区応急対策実施要綱」（昭和 57 年 4 月）で運営等を定めている。

水害の場合は、「応急対策室」の体制とそれを拡大した「災害対策本部」の 2 段階態勢である。

応急対策室は、助役に事故ある場合は、応急対策室構成員が職務を代理できる。また、災害対策本部は、本部長室を構成する部長等が危機管理室長に要請し、危機管理室長が区長に申請するので、区長不在時でも連絡さえ取れば本部設置はできる。

構成は以下のとおりで、救援本部と水防本部で構成され、後者は現場での水防活動にあたるのが主な役割になっている。

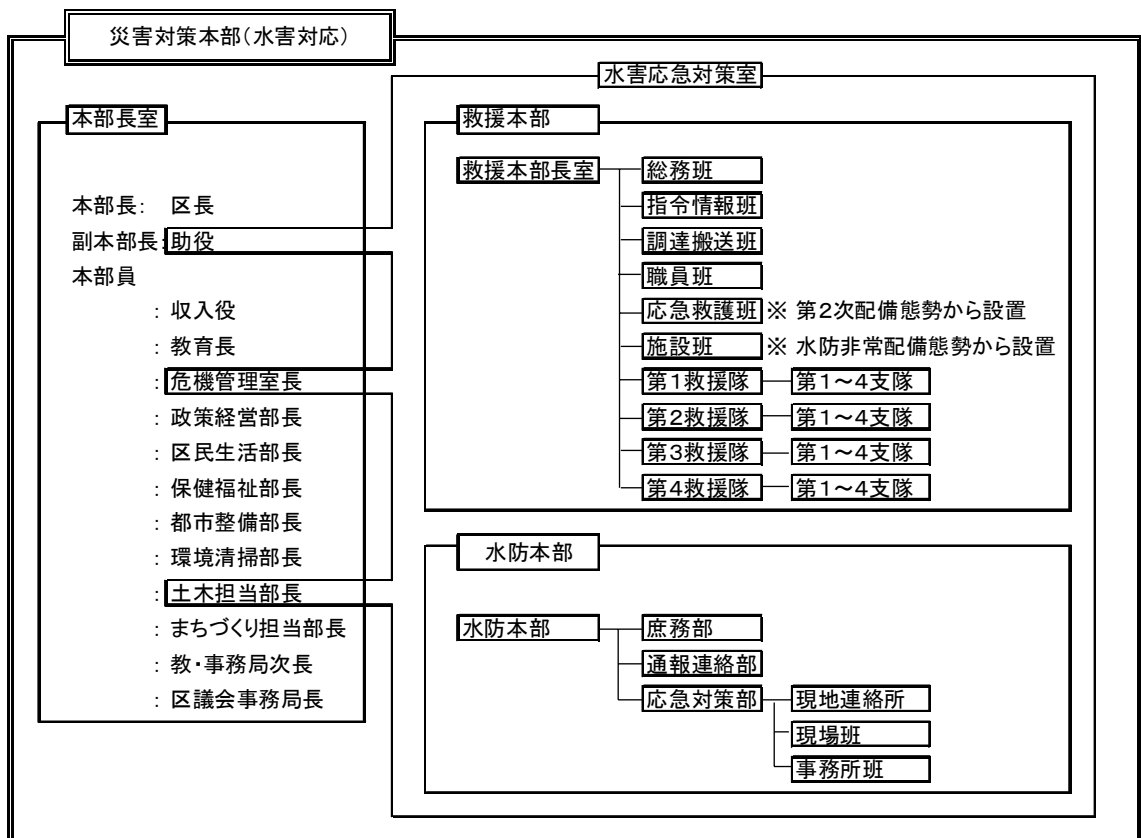


図 3-17 水害応急対策室組織図・水害対応の災害対策本部組織図（地域防災計画 H15）

2) 救援本部の活動

応急対策室態勢を担う救援本部については、「水害時における救援本部実施要綱」（昭和 58 年 4 月）が定められている。役割や組織は以下のとおりである。

避難、救援救護等の活動に備えて、総務班、指令情報班、調達輸送班、職員班、応急救護班や現地に向かう救援隊などで構成されている。

別表

災害対策本部（水害対応）の組織編成及び分掌事務

1 水害対応の災害対策本部組織図

《水防第 1・2 次配備態勢》

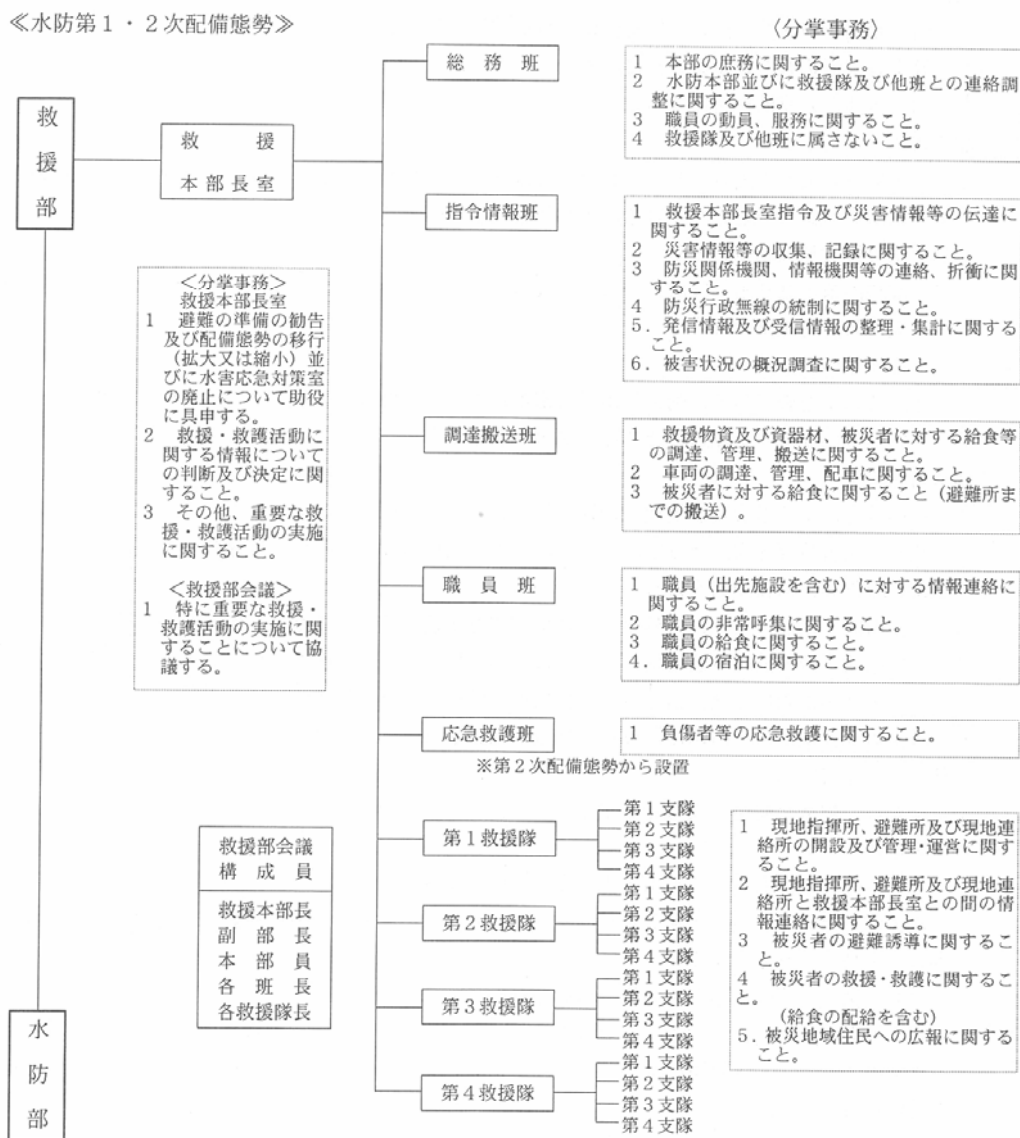


図 3-18 災害対策本部（水害対応）の組織編成及び分掌事務
 （「水害時における救援本部実施要綱」（昭和 58 年 4 月）

3)水害応急対策室の開設手順

水害応急対策室が設置されたとき、総務班はただちに防災センターを立ち上げる。主な作業は、防災行政無線副卓、臨時内線電話、災害時優先電話、操作卓を設置することである。このようにして通常の会議室が災害対策本部活動の場となる。

② 今回の教訓

1)準備体制の不足

今回の水害では大雨洪水警報が20時11分に発令され防災課職員が参集したが、その時には区民等からの問い合わせ電話が殺到し、電話対応に忙殺された。その結果として応急対策室の設置はそれから約2時間後であった。

2)関係機関との連携

区民からは「都・警察・消防等との情報連絡が十分でなかった」という意見が寄せられた。今回の災害のように、初期の錯綜した中で互いの情報連絡がうまくいかない場合が多い。

災害初期はうまく連携できないことも考えながら、応急から復旧にどのような連携体制や情報連絡を行っていくか、それらの情報をどのように生かすか、今後検討していくことが必要である。

なお、区がいち早く区民の救援救護を実施するには、現場の被害状況を把握することがもっとも重要となる。事前に現地に展開している警察官・消防士・消防団員のもっている情報は貴重であり、関係機関と連絡のあり方を再検討することが望まれる。